

東日本大震災における被災地域の 児童生徒等の就学機会の確保等について

西条市教育委員会 学校教育課

東日本大震災で被災した幼稚園児、小学校児童、中学校生徒（以下、「児童生徒等」という。）の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱いを下記のとおり行う。

記

1 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が市内の公立幼稚園、小・中学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れる。また、児童生徒等を受け入れた場合には、学校と市教委、県教委等が連携し、当該児童生徒の就学機会の確保に努めるものとする。

2 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した児童生徒等が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様、教科書を無償給与する。なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与する。（文部科学省通知による。）

3 公立幼稚園における取扱い等について

公立幼稚園において、幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料等の納付が困難な者に対しては、授業料等の免除を行う。

4 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定等について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行う。（学校給食費、学用品費、修学旅行費等の援助）

5 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒等が在籍する学校においては、当該児童生徒等の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮を行う。

6 補充のための授業等について

被災した児童生徒を受け入れた学校において、当該児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じる。

7 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなど、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組む。また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮する。

※ 上記事項については、文部科学省通知（平成 23 年 3 月 14 日付、22 文科初第 1714 号）に準ずるものである。